

水のはなし ~水を大切に~

寄居町の水道

町の水道は、今から約60年前の昭和33年に上水道事業の認可を受けた後、象ヶ鼻浄水場、寄居取水塔および常木配水池の建設と水道管の整備を行い、昭和36年から市街地を中心とした区域で給水を開始しました。

その後、事業認可区域を拡張し、象ヶ鼻浄水場や常木配水池の増築、新たな配水池等の建設を進め、荒川北側の地域へと給水範囲を広げていきました。さらに、荒川南側への給水拠点として折原浄水場・金尾浄水場・風布浄水場を建設し、昭和62年には事業認可を受けた給水区域全域への給水ができるようになりました。

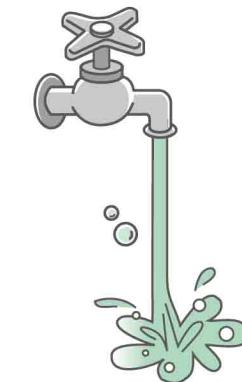
また、県営水道の受水と配水を行う寄居配水場および男衾配水場を、それぞれ平成4年、18年に建設し、人口の増加や企業の進出、生活形態の多様化による水需要の増加に対応してきました。

災害に備えて

今では蛇口をひねれば、当たり前のように使える水道水ですが、地震や台風等の災害により、水道管や浄水場などの施設が被害を受けて断水を余儀なくされることがあります。最近では、平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨による災害が記憶に新しいところですが、水道管の破損や、浄水施設や配水施設が損壊するなど、大きな被害をもたらしました。

町では災害に備えて、水道管の耐震化事業や、荒川の北側と南側の地域を結ぶ連絡管を整備して、それぞれの給水区域の水道水を融通できる機能強化事業を推進しています。また、断水した場合でも、給水車による給水活動が行える準備や、5年間保存できる飲料水を備蓄して、皆さんに水が届けられるよう備えています。

水を大切に



地球上にはおよそ14億km³の水があるといわれています。しかし、そのほとんどが海水であり、地下水を含め川の水や湖、沼など、私たちが生活に利用できる淡水は、地球上の水のわずか1%未満です。

水道水はその貴重な資源である淡水を利用して作られるものです。今後も大切にお使いいただきますようお願いします。

■問い合わせ
上下水道課(☎581-2121内線267)

災害時などに大活躍 給水車＆給水袋



給水車



給水車から水をくんでいる様子



持ち運びが便利な給水袋

都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト

2020年

に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅の入賞メダルを、携帯電話や小型家電から抽出したリサイクル金属で作るプロジェクトです。東京2020組織委員会が主催するこのプロジェクトに、町も参加しています。

■回収対象

ご家庭で不要となつた以下に該当する小型家電

■回収方法

①ボックス回収

役場総合案内付近に回収ボックスを設置しています。この回収ボックスでは投入口(たて5cm×よこ10cm)に入らないものは回収できません。大きいものは、イベント回収や宅配回収で出してください。

②イベント回収

11月に開催される「産業文化祭」での回収を予定しています。詳細が決まりましたら、本誌や町公式ホームページ等でお知らせします。

③宅配回収

町と協定を締結した認定業者による宅配回収です。ご利用方法は町公式ホームページでご確認ください。



回収費用は、パソコン本体を含む回収の場合、1箱(梱包した状態で3辺合計140cm、重さ20kg)に納まる分は何点でも無料になります。なお、パソコン本体を含まない回収の場合は1箱1,500円(税別)かかります。

■回収品目

携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書、ACアダプター、携帯音楽プレーヤー、電子ゲーム機器、電卓、ポータブルカーナビ等

■注意事項

○携帯電話等の個人情報は消去してください。電池やメモリーカードなどの付属品は取り除いてから出してください。

○回収した品物は、お返できません。

■主催

東京2020組織委員会

※なお、不燃ごみ、資源物の小型家電の収集は、通常どおり行います。

■問い合わせ

生活環境工コタウン課

(☎581-2121内線221-222)

ご協力ください!

森林の適正管理

寄 居町は、面積の約4割を森林が占めています。現在、道路や歩道まで枝葉が伸びている樹木が見受けられ、その樹木により見通しが悪くなると、事故につながる場合があります。また、冬になると路面が凍結することがあります。伸びた枝葉が日陰をつくることで長い間凍結が続くと、通行に危険が生じます。

歩行者・自動車等の通行や大雨・強風・冬の凍結時の安全確保のため、定期的な剪定や見回りなど、継続的な維持管理にご協力ををお願いします。

作業するときは次の点にご注意ください。

- 電線や電話線がある箇所の作業は危険を伴う可能性があるため、事前に電力会社や電話会社へ連絡してください。
- 通行車両や歩行者の安全確保に努めてください。
- 樹木からの転落等に気を付けてください。
- 樹木を伐採する際は『森林法』に基づき、伐採届等が必要な場合があります。



■基準額決定のお知らせ

本誌6月号に掲載した森林整備補助事業について、町基準額(10アール当たり)が決定したのでお知らせします。ぜひ、ご利用ください。

下刈り

15,000円

枝打ち

27,800円

除間伐

18,000円

■問い合わせ／農林課(☎581-2121内線402)